

笑顔を見つめて！

退職後、元職場の先輩からの薦めもあって、人権機関有田川の委員として学ばせていただく機会を得ました。一年が過ぎ、本機関の目的を今一度確認してみました。「基本的人権の尊重の理念を広く普及させ理解を深めることに努め、町民が互いに認め合い、かつ守られることができ『幸福な生活が営めるまちづくり』の発展に寄与すること」とあります。

私事ではございますが、定年退職後、生まれ育ったまちに今も住んでいます。高齢化、過疎化が進んでいる周りには、お一人でお住まいの方やご高齢の方も多くいます。

私は中学生時代の同窓会に参加したのを機に、友達と一緒に健康管理のため、ウォーキングを始めました。たわいもない話をしながら、笑い合っているうちに、足元に咲く草花を見つけては季節の移ろいを感じます。また、通りすがりの車から声をかけてもらったり、同じように歩くおじさんやおばさんたちに出会い、話が盛り上がることもありま

す。体が温かく、軽くなって、帰ってきます。それと同時に、心もほっこりとしてきます。野菜の作り方や昔のまちの様子などを教えてくれることもあり、そういう身近な人生の先輩方からいつも元気をもらっています。

自分にも家族にも年月を重ねていく中には平穏な日々ばかりでなく、健康を害したり不慮の災難に出くわしたりすることもあります。そんなつらいときに、友達や隣人たちの話を聞いてもらったり、励ましの言葉をいただいたり…。どんなに心の支えになつたか分かりません。

一人では本当に小さなことしかできませんが、これからもふるさとで元気に暮らしていきたいという望みと、相手の気持ちを考えた思いやりの心を忘れずにいようと思います。そして、自分にできることがあれば一つずつ続けていきたいです。笑顔を見つめて！

人権機関有田川 武内 照美

人権擁護委員制度をご存じですか？

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会ではこの日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談所を開設したり、地域住民の皆さまに人権への理解を深めてもらう活動に取り組んだりしています。

有田川町には町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した人権擁護委員がいます。

人権問題でお困りのときは、最寄りの法務局の人権相談所、または人権擁護委員までご相談ください。

私たちのまちの人権擁護委員

- 大西 恭子 (井谷)
 - 柏木 敦子 (庄)
 - 栗山 昌之 (尾中)
 - 鈴間 眞佐子 (三田)
 - 高居 涼子 (明王寺)
 - 田又 和彦 (吉原)
 - 橋本 彰 (水尻)
 - 畑中 泰武 (小川)
 - 前 覚 (二川)
 - 山口 芳子 (青田)
- 5月1日現在 50音順 敬称略

5月1日(月)～7日(日)は
憲法週間です

憲法や人権について考えましょう

毎年、5月3日の憲法記念日を含んだ5月1日～7日は憲法週間です。

日本国憲法は「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を重要な3つの柱としています。

この基本的人権は人間が人間らしい生活をする上で、誰もが生まれながらに持っている侵すことのできない永久の権利であり、すべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に欠くことのできない大切なものです。

お知らせ 人権特設相談所

6月1日(木)、人権特設相談所を開設いたします。相談は無料で、秘密は厳守されます。

- 場所／きびドーム・金屋文化保健センター・清水会館
- 時間／13時～16時

人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課
TEL 522111
FAX 3214827

法務省
平成29年度
啓発活動重点目標

みんなで 築こう 人権の世紀

～考えよう相手の気持ち
未来へつなげよう
違いを認め合う心～